

「わかりやすい！丙種危険物取扱者試験」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.75 【2】 受講期間

原則として従事し始めた日から**1年以内**、その後は**講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内**ごとに受講します。従って、継続して従事している場合は**前回受講した日以後における最初の4月1日から3年以内**に受講する必要があります。

P.105 問題 36 (4)

継続して危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、**前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内**に講習を受けなければならない。

P.106 問題 37 (2)

危険物保安監督者に選任されているものは、**前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内**に講習を受けなければならない。

P.150 問題 37 解説 (3)

受講義務のある甲種、乙種および丙種危険物取扱者は、**前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内**に受講する必要があります。

以上